

公取委による独占禁止法上の 課徴金制度の見直しの概要

平成28年8月
経済産業省

I. 見直しの経緯

独占禁止法上、不当な取引制限（カルテル・談合）や不公正な取引方法（優越的地位の濫用等）等の違反行為を行った事業者に対しては、課徴金を課すこととされている（独占禁止法第7条の2等）。

- ▶ 現行制度では、課徴金額が画一的・機械的に算定される仕組みとなっているため、①事実上違反行為があっても課徴金を課せない事案が存在、②事業者が調査に協力するインセンティブがない、③諸外国の制度との整合性に欠けている、という問題点があると認識。
- ▶ そこで、公取委は本年2月に「独占禁止法研究会」を立ち上げ、課徴金制度の見直しの議論を開始。
- ▶ 研究会では、学者、経済団体（経団連・全中）等からのヒアリングを重ね、6月末に、これから検討すべき「論点」の整理を取りまとめ。8月31日までパブリックコメントを実施。

II. 論点の例

【主な論点】

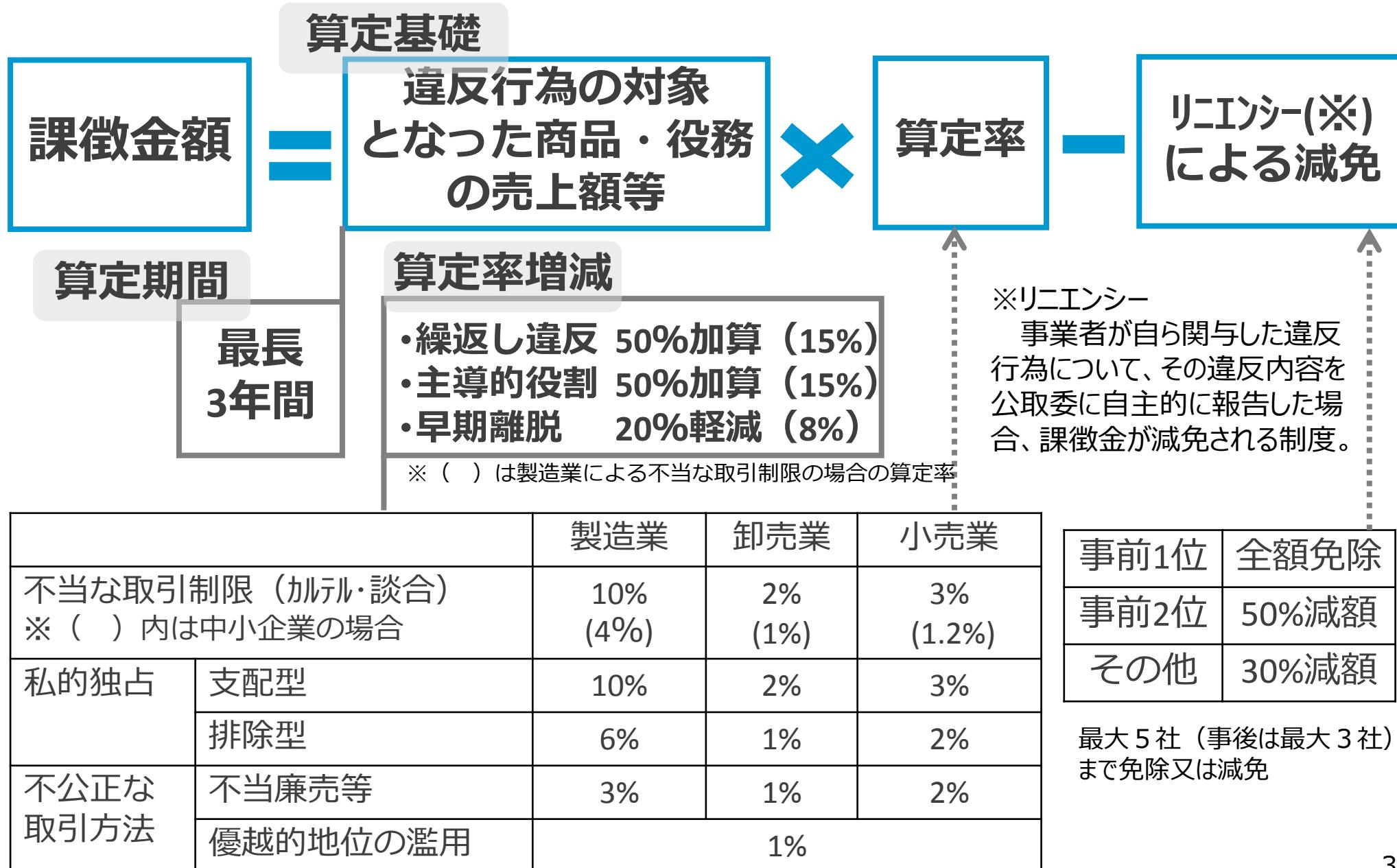
- ① 課徴金の賦課方式（売上額の算定基礎の変更、算定期間の延伸、算定率（業種別／中小企業か否か）の変更、加減算事由の追加等） …… P 6
- ② 事業者の手続保障（弁護士依頼者間秘匿特権、供述聴取における弁護士立会い等の防護権等） …… P 14

【その他の論点】

- ③ 違法行為の類型（カルテル、私的独占、優越的地位の濫用等）により異なる算定率を維持する必要性 …… P 13
- ④ 課徴金制度の法的位置づけ（刑事罰、民事損害賠償金との関係等） …… P 13
- ⑤ 調査妨害行為に対するペナルティー …… P 14
- ⑥ その他（透明性・予見可能性を確保するための手当、他法令との整合性等） …… P 15

※ページ数は、独占禁止法研究会「課徴金制度の在り方に関する論点整理」（平成28年7月13日）のもの

III. ①課徴金額の賦課方式（現行の制度概要）



III. ①課徴金額の賦課方式（論点の概要）

算定基礎

課徴金額

- ・売上額の範囲をどうするか
- ・特に公取委の裁量で認定してよいか。

算定率

リニエンシーによる減免

算定期間

撤廃又は変更してはどうか

算定率増減

- ・いかなる事由を考慮するか。
- ・特に調査への協力を加減算の要素とするか。

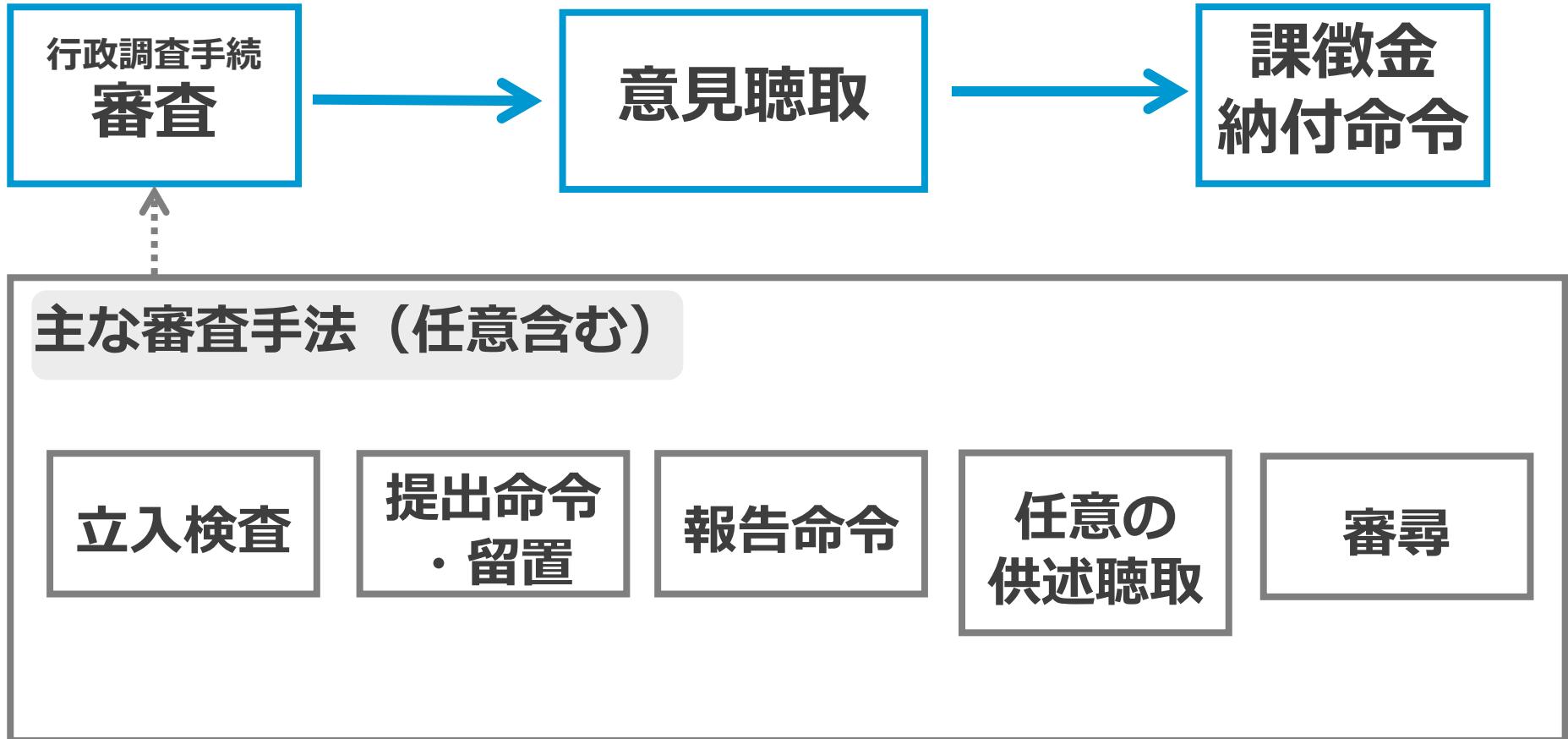
和解制度の新設

和解：違反行為を認めた事業者との間での合意により、行政処分に係る手続きを簡略化し、課徴金を減額する制度。

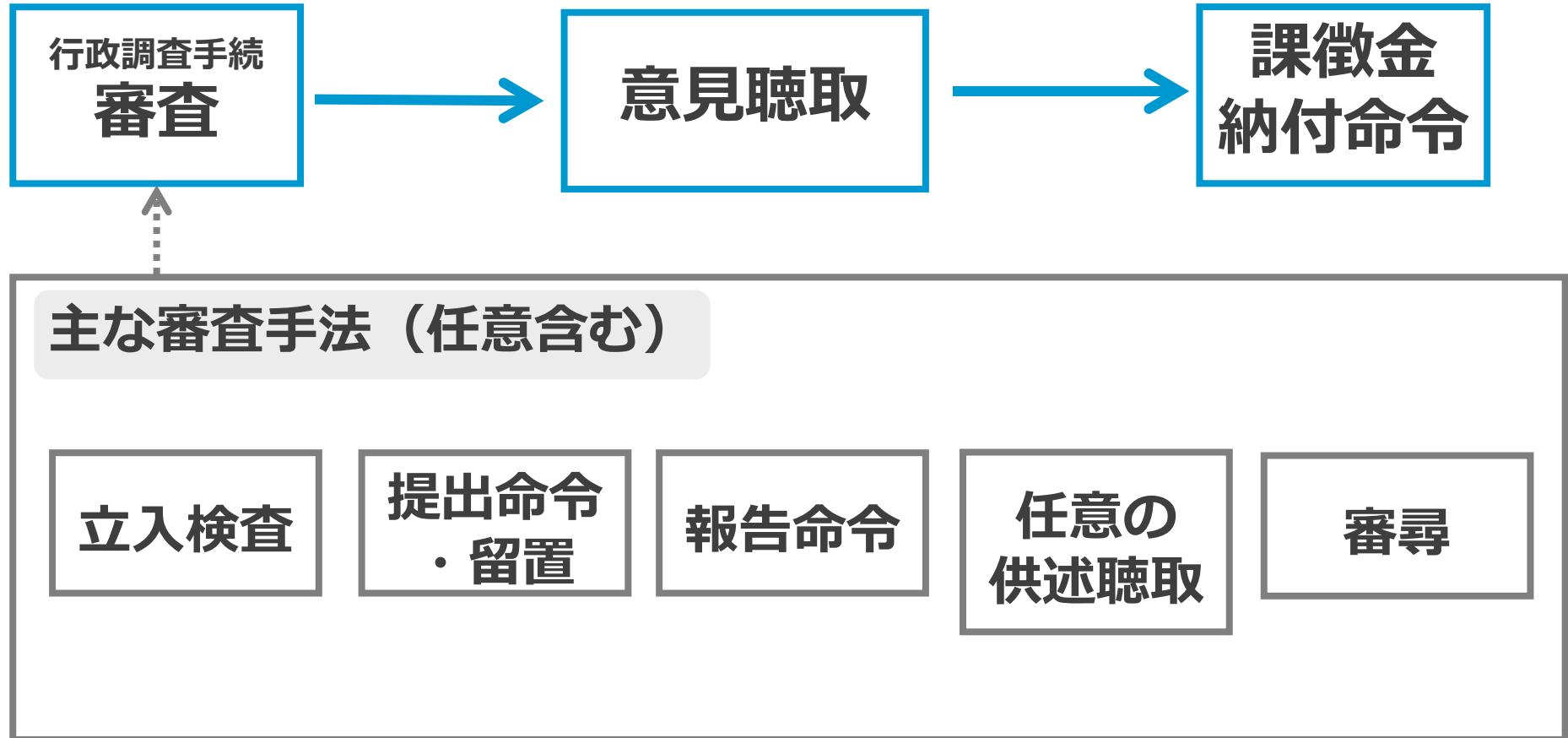
	製造業	卸売業	小売業
不当な取引制限	10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)
私的独占 <small>不正取引</small>	1%	2%	3%
・ 行為類型・業種・企業規模に応じて算定率を変える仕組みを維持するか。	5%	1%	2%
不公平取引方法 <small>不当取引</small>	3%	1%	2%
・ 維持する場合、どのように設定するか。			
優越的地位の濫用		1%	

- ・(算定率の増減事由と合わせて)減免要件・率等を見直すか。
- ・審査期間を通じた協力義務を課すか。
- ・義務に違反した場合は減免資格を剥奪するか。

IV. ②事業者の手続保障（現行の制度概要）



IV. ②事業者の手続保障（論点の概要）



こうした審査において防護権は必要か

【防護権の例】

- ・弁護士依頼者間秘匿特権
- ・供述聴取における録音・録画
- ・供述聴取における弁護士立会い等

V. 寄せられた懸念点の例

- 研究会では、経済団体の委員等から以下のような指摘があった。

➢一律かつ画一的な現行課徴金制度の問題として挙げられている事例(※)
は裁量制度を導入する根拠にはならない（立法事実の不在）

- ※国際市場分割カルテル事案において、カルテルの当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず、日本に所在する需要者に対する売上げがないため課徴金が課せられない事例（特に外国事業者に対して）
- ※実態としては大企業又は製造業者といえるにもかかわらず、形式的な基準に合致すれば中小企業又は卸売業者として軽減算定率を適用せざるを得ない事例 等。

➢行政機関である公取委が裁量を持って制裁を課していくことは妥当か。

➢現在の課徴金の基本算定率は、違反行為抑止のために十分な水準であり、算定率の見直しは不要ではないか。

➢調査協力促進のためには、事業者に十分な防衛権が確保されなければならないのではないか。